

2018年10月17日

関係各位

野村ホールディングス株式会社
コード番号8604
東証・名証第一部

当社米国子会社による米国司法省との和解について

野村ホールディングス株式会社(代表執行役社長 グループCEO:永井浩二、以下「当社」)の米国子会社(Nomura Holding America, Inc.、Nomura America Mortgage Finance, LLC、Nomura Asset Acceptance Corporation, Inc.、Nomura Asset Capital Corporation、Nomura Credit & Capital, Inc.、Nomura Home Equity Loan, Inc.およびNomura Securities International, Inc。以下「当社米国子会社」)は、米国時間10月15日、2009年より前に当社米国子会社を取り扱った住宅ローン担保証券(以下「RMBS」)に関する調査について、米国司法省との間で、480百万ドルを支払う内容で和解することに合意しました。本和解による2019年3月期の連結損益への影響額は約200億円を見込んでおり、その影響額全額を第2四半期に費用計上する予定です。

当社米国子会社は、米国司法省およびニューヨーク東地区連邦検事局より、上記RMBSについて金融機関改革救済執行法に関する調査を受けており、これまで調査に協力してきました。

今般の和解は、当社米国子会社が米国司法省の主張する事実関係および法的責任を認めるものではありませんが、本件を早期に終結させ、10年以上前に行われた取引等に関する、長期かつ高額に及びうる訴訟を避けることが最善であると判断しました。

以上